

## 【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 6月30日
【会社名】	丸紅株式会社
【英訳名】	Marubeni Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 國分 文也
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目 4番 2号 (注)平成28年 9月から本店は下記に移転する予定であります。 東京都中央区日本橋二丁目 7番 1号
【電話番号】	東京(03)3282-2111 (代)
【事務連絡者氏名】	財務部資本市場課長 石田 哲也
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目 4番 2号
【電話番号】	東京(03)3282-2111 (代)
【事務連絡者氏名】	財務部資本市場課長 石田 哲也
【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	平成27年 6月26日
【発行登録書の効力発生日】	平成27年 7月 6日
【発行登録書の有効期限】	平成29年 7月 5日
【発行登録番号】	27 - 関東102
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 100,000百万円
【発行可能額】	100,000百万円 (100,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段)書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出している。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成28年 6月30日(提出日)である。
【提出理由】	臨時報告書(金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定による)を平成28年 6月30日に関東財務局に提出した。この報告書の提出により、当該書類を平成27年 6月26日に提出した発行登録書の参照書類とする。
【縦覧に供する場所】	丸紅株式会社 大阪支社 (大阪市北区堂島浜一丁目 2番 1号 新ダイビル) 丸紅株式会社 名古屋支社 (名古屋市中区錦二丁目 2番 2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8番20号)

**【訂正内容】**

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載のとおりです。